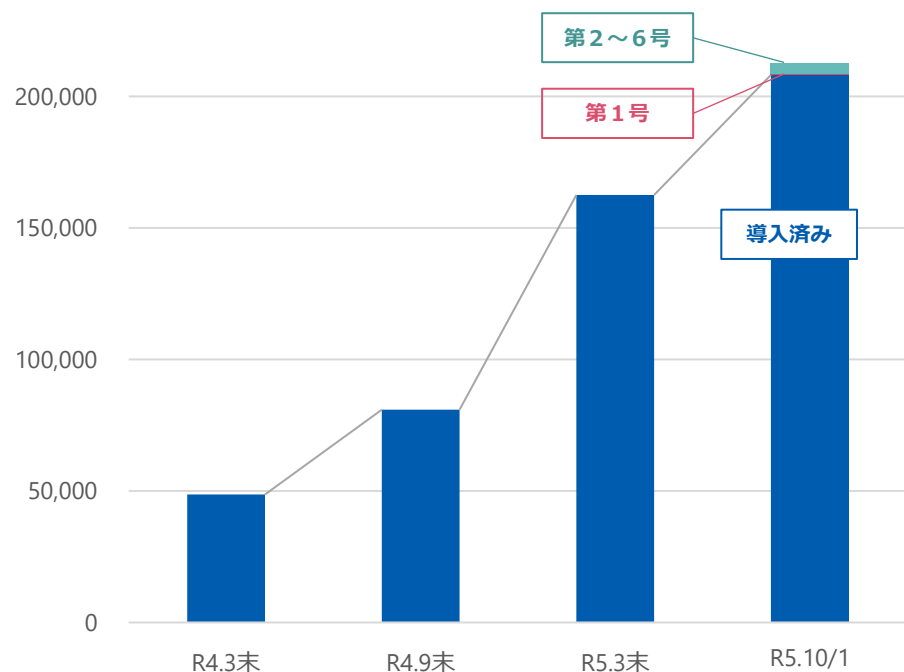


参考資料

経過措置対象医療機関・薬局の状況

- オンライン資格確認導入の原則義務化に当たっては、やむを得ない事情がある医療機関・薬局について経過措置が設けられたところ、導入が進み、直近で4,669施設が経過措置の対象となっている。
- 「システム整備中（第1号）」の医療機関・薬局については、令和5年9月末までの期限を区切ることで導入の加速化を図ってきた。直近で454施設であり、引き続き早急に導入を進める。



【経過措置の届出】

		10/1時点
第1号	システム整備中	454
第2号	ネットワーク環境事情	1,458
第3号	訪問診療のみ	228
第4号	改築工事中・臨時施設	36
第5号	休廃止予定	968
第6号	ア 自然災害等	8
	イ 高齢医師等でレセプト少ない	417
	ウ その他特に困難な事情	1,100
合計		4,669

(補足) 訪問診療等やオンライン診療等に関する経過措置

- 現在、訪問診療のみを実施する保険医療機関や、保険医療機関・薬局が訪問診療等やオンライン診療等を行う場面について、本年1月に公布された省令改正により、本年4月から経過措置が適用されているが、当該経過措置の期限は、法令上（居宅の場合に資格確認が可能となる）「仕組みの運用が開始されるまで」とされている。
- この具体的な時期については、保険医療機関・薬局における居宅同意取得型の導入状況も踏まえつつ、医療現場に不要な混乱を招くことなく導入可能な環境等が実質的に整った時点とすることを想定しており、具体的には追ってお示しする予定。

(参考) 保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第124号）（抄）

附 則

（受給資格の確認等に係る経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（以下「新療担規則」という。）**第三条第二項から第四項までの規定**及び第二条の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「新薬担規則」という。）**第三条第二項から第四項までの規定**（新薬担規則第十一条において読み替えて適用する場合を含む。）**は、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局であって、あらかじめ、その旨を（…）届け出たものについて、同表の下欄に掲げる期間においては、適用しない。**

オンライン資格確認を求められた
場合に於ける義務

オンライン資格確認の
体制整備の義務

(略)	(略)
三 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護のみを行う保険医療機関	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護のみを行う場合にあって患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる 仕組みの運用が開始されるまで の間
(略)	(略)

2 新療担規則**第三条第二項の規定**及び新薬担規則**第三条第二項の規定**（新薬担規則第十一条において読み替えて適用する場合を含む。）**は、**保険医療機関又は保険薬局（前項の規定の適用を受けるものを除く。）が次の各号に掲げる療養の給付を担当する場合において、次の各号に掲げる場合にあって患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる**仕組みの運用が開始されるまでの期間、適用しない。**

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導を行う場合
- 二 電話又は情報通信機器を用いた診療又は薬学的管理及び指導を行う場合

3・4 (略)

「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンの実施状況について

- より良い医療の提供のため、マイナ保険証の利用促進が重要であり、厚生労働省とデジタル庁が連携し、「マイナ保険証、1度使ってみませんか」を軸に様々な取組を実施。

医療機関等を通じたアプローチ

- (1) マイナ保険証利用の好事例の厚生労働大臣視察とPR (厚労省)
 - ・ 慈恵医大病院 (8/31)、日本調剤 (9/6)
- (2) 厚生労働大臣等と関係団体の意見交換、団体の取組促進 (厚労省)
 - ・ ①日医・日歯・日薬・四病協 (9/8)、②薬剤師・薬局関係団体 (9/13)
- (3) 公的病院・公立病院に対するマイナ保険証利用促進の要請 (厚労省)
 - ・ 関係省庁を通じて、ポスター等での周知、好事例を参考とした事務の工夫を要請
- (4) 厚生労働大臣等出席の意見交換会の開催 (厚労省・医療関係団体等・保険者団体等が参加) (厚労省)
 - ・ 医療関係団体と厚労省で連名のポスター等を作成、意見交換会で公表 (10/5)
- (5) 医療機関向けマイナ保険証活用セミナー (YouTube等動画配信) (厚労省)
 - ・ 医療機関等の好事例、システムトラブル時の対応ノウハウの配信 (10/10)

被保険者の皆様へのアプローチ

- (1) マイナ保険証・カードリーダーのデモ体験の実施、使い方動画・チラシの作成 (デジタル庁)
 - ・ 市町村役場、鉄道駅、イベント会場等でデモ体験会を開催 (8月～随時)
 - ・ 使い方動画・チラシを作成し、HPやSNS(デジタル庁公式X、note)で情報発信。上記体験会でも活用。
- (2) 国共済・地共済等でのマイナ保険証利用促進の要請 (厚労省)
 - ・ 関係省庁を通じて、組合員等への積極的な広報を要請
- (3) 厚生労働大臣等出席の意見交換会の開催 (厚労省・医療関係団体等・保険者団体等が参加) (厚労省) 【再掲】
- (4) 保険者によるチラシ、メール等を活用した加入者へのマイナ保険証利用勧奨 (厚労省)
- (5) 政府広報を通じた周知 (厚労省)
 - ・ 政府広報としてインターネットバナー広告

「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーン ポスター

- 厚生労働省と医療関係団体で連名のポスターを作成、各医療機関でマイナ保険証利用を周知。
- 健康保険組合連合会にてチラシを作成、加入者へのマイナ保険証利用を勧奨。

ぜひ、一度使ってみませんか？
マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用には
さまざまなメリットがあります！

Point!
薬剤情報等の提供に同意をすると、
データに基づく適切な医療が受けられる！
とくに健康保険証で受診した場合と比べて、
初診時等の窓口負担が低くなる！

Point!
処方薬利用認定証がなくても、
手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！

詳しくは厚生労働省Webサイトで確認してください。
詳しくは マイナンバーカード 保険証利用

厚生労働省 日本医師会

受診の際は
マイナンバーカードを

マイナ保険証を
使ってみませんか

マイナンバーカードの保険証利用で
いつでもどこでもより良い医療を継続的に

Point!
服薬情報等のデータに基づいた
安心・安全で質の高い歯科医療が受けられます！

詳しくは厚生労働省Webサイトで確認してください。
詳しくは マイナンバーカード 保険証利用

厚生労働省 日本歯科医師会

マイナ保険証
まず、1度使ってみませんか？

マイナンバーカードを
健康保険証として使ってもらおうと
さまざまなメリットがあります！

Point!
薬剤情報や特定健診情報等の提供に同意をすると、
データを活用したより良い医療が受けられる！
薬剤には、マイナ保険証・お薬手帳・処方箋をセットでご持参ください！

Point!
処方薬利用認定証がなくても、
手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！

詳しくは厚生労働省Webサイトで確認してください。
詳しくは マイナンバーカード 保険証利用

厚生労働省 日本薬剤師会 JACDS

マイナ保険証を
一度使ってみませんか？

マイナンバーカードで受診するメリット

- 安心 よりよい医療が受けられる！
- 便利 各種手続きも便利・簡単に！

マイナ保険証で受診するための準備

- マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得
- マイナンバーカードをお持ちの方は保険証情報の申込

マイナ保険証の活用方法

マイナ保険証の活用方法

健康保険組合連合会

健康保険組合連合会

厚生労働省
+ 日本医師会

厚生労働省
+ 日本歯科医師会

厚生労働省
+ 日本薬剤師会
+ 日本保険薬局協会
+ 日本チェーンチェーン
ドラッグストア協会